

<神戸市方針 第5弾 (一部抜粋)>

4. 社会福祉施設等の利用

全国的に社会福祉施設等において規模の大きいクラスターが発生しており、提言においても「福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する」等の対応が求められている。

万一、これらの施設でクラスターが発生した場合でも、他の施設に新たなクラスターを生み出すことなく、また、サービスの休止を招くことがないように、複数の通所系サービスを利用されている高齢者、障害者に対し、できる限り利用先を1か所に限るよう呼びかけを行う。社会福祉施設等に対しても、同様の要請を行うほか、さらなる感染防止のための方策の徹底を依頼する。

https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/kenko/health/corona_taiouhoshin5dan.html

<関連文書等>

神戸市ホームページ

○感染拡大防止・集団発生防止について

- ・「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」
(令和2年3月30日付厚生労働省事務連絡)

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/32731/20200401_1taiou1.pdf

○その他厚生労働省からの通知文

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jiritsushien/r020319_corona_hp2.html

○新型コロナウイルスについて

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

厚生労働省ホームページ

○雇用調整助成金について（新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

経済産業省ホームページ

○セーフティネット保証5号について（新型コロナウイルスに係る中小企業者対策）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002.html>

問合せ先：福祉局障害者支援課

(児童を除く) 自立支援給付・医療係

TEL：322-6352 FAX：322-6066

(児童関係) 自立支援係（相談支援・虐待対策担当）

TEL：322-6332 FAX：322-6065